

平成 2 1 年度 教育後援会活動計画

実施日	具体的な内容
4/6(月)	P T A 評議員等投票用紙配布
4/7(火)	入学式
4/10(金)	P T A 評議員等投票の開票作業(19:00)
4/21(火)	第1回 P T A 評議員・教育後援会合同会 <ul style="list-style-type: none"> ・会長、副会長選出 ・平成20年度活動報告 会計決算報告 ・平成21年度活動計画 予算案について
4/26(日)	P T A 総会、教育後援会総会 <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度活動報告 会計決算報告 ・平成21年度活動方針、計画。予算案について ・P T A、教育後援会、同窓会合同歓送迎会
7/上旬	第2回教育後援会委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・県大会の参加体制と費用について ・設備助成費について
9/5(土)	運動会への役員としての協力
10/上旬	第3回教育後援会委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・予算の執行状況 その他
2/26(金)	第4回教育後援会委員会 (P T A 理事、教育後援会合同会議) <ul style="list-style-type: none"> ・平成 2 1 年度活動報告 ・平成 2 1 年度決算報告 ・平成 2 2 年度予算案
3/24(水)	平成 2 1 年度会計監査

酒田市立第一中学校教育後援会規約

- 第1条 この会は酒田市立第一中学校教育後援会といい、事務局を学校内に置く。
- 第2条 この会は酒田市立第一中学校生徒保護者と趣旨に賛同する有志で構成する。
- 第3条 この会は学校の教育活動を促進するための精神的、経済的援助を与える。
- 第4条 この会は前条の目的を達成するため次のことを行う。
- 1 教育活動に対する費用の援助
 - 2 部活動運営に対する支援
 - 3 その他の事項
- 第5条 この会に次の役員を置く。
- 1 会長 1名
 - 2 副会長 2名
 - 3 委員 若干名
 - 4 監事 3名
 - 5 事務局 若干名
 - 6 必要に応じて顧問をおくことができる。
- 第6条 この会の役員は次のとおりとする。
- 1 会長、副会長は委員の互選とする。
 - 2 委員は各学級委員相互の互選とする。
 - 3 監事は会員中より委員会で選出する。
 - 4 事務局は学校職員の中から選出し、会長が委嘱する。
- 第7条 この会の役員の任務は次のとおりとする。
- 1 会長はこの会を代表し会務を統括する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその任務を代行する。
 - 3 監事は会計を監査する。
 - 4 事務局は会議の記録、会計その他の事務に従事する。
- 第8条 この会の会議は次のとおりとする。
- 1 会議は総会・委員会とする。
 - 2 総会は年度当初及び必要と認めたとき会長がこれを招集し、会務及び予算決算報告、その他の必要な協議を行う。
 - 3 委員会は規約の改正、予算の決議、決算の承認、事業計画・決定、及び運営に必要な細則等必要事項の議決にあたる。
- 第9条 この会の役員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 第10条 この会の経費は、会費と有志の寄付金及びその他の収入による。
- 第11条 この会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第12条 この会に次の簿冊を備える。
- 1 会員名簿
 - 2 役員名簿
 - 3 会議簿
 - 4 会計簿
 - 5 その他

附則 この規約は平成11年3月2日より施行とする。
平成14年4月29日に一部改正する。